

## 国民健康保険への国庫負担増額を求める意見書

社会保障制度改革国民会議報告（以下「報告」という。）において「国民健康保険の保険者の都道府県移行」が提案され、プログラム法においては平成27年通常国会に提出するとされている。

しかし、報告にあるとおり「国民健康保険の財政的な構造問題を放置したまま、国民健康保険の保険者を都道府県に移行したとしても、多額の赤字を都道府県に背負わせるだけ」なのは明白である。

さらに、全国知事会は2014年7月15日に国保制度の見直しに関する提言を発表し、「皆保険制度の最後の支え手の国保を持続可能とするには、被保険者の負担が限界に近づいている」、「国はその責任において、将来にわたり国民が安心して医療を享受できる国保制度を構築すべき」と明確に述べている。国保の構造的問題は「国民健康保険は、被用者保険と比べて、1、無職者・失業者・非正規雇用の労働者などを含め低所得の加入者が多い、2、年齢構成が高く医療費水準が高い、3、所得に占める保険税負担が重いといった課題」を抱えている。

この構造的問題を解決するために不可欠なのは、第一義的には国庫負担の増額であることは全国知事会及び市町村がこれまでも強く要望してきたとおりである。その解決が図られていないため、所得の低い被保険者に対して高い保険税を賦課することになるからこそ、市町村は一般会計から多額の法定外の繰り入れを行っている。

よって、本市議会は、政府に対し、以上のことから下記の事項の実現を強く求める。

### 記

- 1 国庫負担を大幅に増額すること。
- 2 2015年度から始まる保険財政共同安定化事業についても自治体と被保険者の負担増にならない措置を講ずること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月19日

三鷹市議会議長 伊藤 俊 明